

「第3次川崎市自殺対策総合推進計画（案）」に関する 意見募集の実施結果について

1 概要

川崎市では、国の「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」、平成26年4月に施行した「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき、「川崎市自殺対策総合推進計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。

この度、平成30年3月に策定した第2次計画期間終了に伴い、「自殺を社会全体で取り組む問題として捉え、誰もが自殺に追い込まれることのない、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現」に向け、川崎市の現状やこれまでの成果と課題を踏まえ、自殺対策を総合的に推進していくため、計画の改定を行い、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、2通（意見総数10件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

| | |
|---------|--|
| 題名 | 第3次川崎市自殺対策総合推進計画（案）に関する意見を募集します |
| 意見募集の期間 | 令和2年12月7日（月）～令和3年1月5日（火） |
| 意見の提出方法 | 郵送、持参、FAX、川崎市ホームページ |
| 募集の周知方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ ・市政だより（11月21日号） ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、公文書館 ・健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 ・関係団体への周知 |
| 結果の公表方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、公文書館 ・健康福祉局障害保健福祉部精神保健課 |

3 結果の概要

| | | |
|-------------|--------------------|---------|
| 意見提出数（意見件数） | | 2通（10件） |
| （内訳） | 郵送 | 0通（0件） |
| | 持参 | 0通（0件） |
| | FAX | 0通（0件） |
| | 川崎市ホームページ（電子メール含む） | 2通（10件） |

4 主な意見と本市の対応

意見募集では、基本理念や基本方針に関する御意見や、地域組織への支援に関する御意見などが寄せられました。お寄せいただいた御意見については、計画（案）の趣旨に沿ったもののほか、計画（案）に対する要望や今後の参考とするものであったことから、計画（案）については、必要な時点修正及び一部表現の修正を行い、「第3次川崎市自殺対策総合推進計画」を策定します。

【対応区分】

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

【意見の件数と対応区分】

| 項目 | A | B | C | D | E | 計 |
|-----------------|----|----|----|----|----|-----|
| (1) 計画全般に関すること | 0件 | 2件 | 0件 | 1件 | 0件 | 3件 |
| (2) 施策の推進に関すること | 0件 | 2件 | 0件 | 2件 | 0件 | 4件 |
| (3) その他 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 2件 | 3件 |
| 合計 | 0件 | 4件 | 0件 | 4件 | 2件 | 10件 |

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 計画全般に関すること

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 1 | <p>基本理念の前半部分（学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくり）は、第6期川崎市地域福祉計画の基本理念（市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせるふるさとづくり）と混同してしまい、「命」の大切さがあまりイメージされません。「いのち」「いきる」「こころ」「つなげる」「あした」「ささえる」「まもる」というような表現を使ったメッセージ性がぜひとも必要と感じています。</p> | <p>川崎市自殺対策総合推進計画における基本理念については、川崎市自殺対策の推進に関する条例の基本理念にのっとり、社会が変化する中でも、市民が安心して生活でき、結果として、自殺者数および自殺死亡率が減少することを目指しており、命の大切さ等のメッセージについても、本計画に掲げる取組を通じて発信していきます。</p> | B |
| 2 | <p>表紙にある「うさっぴー」の「みんなの支えで自殺を防ごう」のメッセージが計画（案）本体に位置付けられていないため、基本理念と併せて表現されると良いと思います。</p> | <p>第3次川崎市自殺対策総合推進計画における基本理念は、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指します。」としており、多様な主体と連携しながら、地域で支える体制を整備するなど取組を進めてまいります。</p> | D |
| 3 | <p>第3次川崎市自殺対策総合推進計画（案）には、「地域福祉」というワードがありません。地域住民が身近な課題を他人事ではなく、我が事として捉え、住民同士が支え合う関係づくりを行う地域福祉の取組は、社会的孤立と社会的排除の解消にも繋がります。自殺への偏見や常識を変容させるためには、地域住民に「命の大切さ」の意識を醸成する福祉教育など、「共に生きる」を目的とした地域福祉の取組が有効な手段と考えます。こうした観点から、計画（案）の各項目において、地域福祉分野に係る記述をしていただきたいと思います。</p> | <p>本計画に掲げる基本理念を実現するため、地域福祉分野との連携は重要であると考えていることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、本市の総合計画とも整合を図りつつ、「川崎市・各区地域福祉計画」とも連携を図りながら、総合的な自殺対策を推進していきます。</p> | B |

(2) 施策の推進に関すること

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|---|--|----|
| 4 | <p>国の「地域共生社会」に向けた取組の中で、市町村における包括的な支援体制整備の在り方として「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの枠組みが提示され、改正社会福祉法において、支援体制の整備が図られています。「断らない相談支援」においては、①属性に拘わらず相談を受け止める対応と関係機関に繋ぐ機能（相談を受け止める機能）、②支援関係者全体を調整する機能（多機関協働の中核機能）、③継続的に繋がり続ける支援を中心的に担う機能（専門職の伴走支援）をそれぞれ強化するとされています。社会福祉の分野に限らず、自殺対策の分野においても複雑で複合的な課題が地域で生じているところから、計画では、自殺に係わる相談体制の整備・充実の基本的スタンスを明確にして、「オール川崎市」で取り組む姿勢を示してほしいと考えます。</p> | <p>本計画におきましては、自殺の危険因子に対応する相談窓口等の設置や、自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進、自殺対策に関わる人材の育成とネットワークづくり等の取組を進めることとしております。</p> <p>また、本市におきましては、平成30（2018）年度から、庁内の推進体制である川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議の構成を全局・室・区に拡充し、各部署における実施体制の整備や地域の実態に応じた自殺対策の推進のため、共通認識をもとに総合的および多角的に連携し、施策および事業の検討、推進を行ってまいりました。引き続き、全庁的に自殺対策に取り組むとともに、庁外の関係機関も含め、日々の情報交換や連携支援等を通して、相談支援体制の充実に取り組んでまいります。</p> | B |
| 5 | <p>第6章 基本方針の「方針2」において、各分野の相談に係わる事業について、「地域共生社会」の枠組である「断らない相談支援」に掲げるような基本的スタンスを掲げてほしいと考えます。また、他の「方針1」や「方針3」についても、それぞれの方針に係る基本的スタンスを掲げてほしいと思います。</p> | <p>本計画では、基本理念、計画の目標の実現のために、3つの基本方針を掲げ、川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項に規定された9つの事項に関して必要な取組を進めることとしており、基本方針ごとに取組の内容や目的を示しています。</p> <p>なお、各分野の相談に係わる事業について、ゲートキーパーの役割の1つでもある「つなぐ」が重要と考えており、個々の相談支援機関で対応できないものに対しても、複数の関係機関の連携をはじめ、地域全体で支えられるよう取組を進めてまいります。</p> | D |
| 6 | <p>相談業務のスキルアップや新規の相談員の育成のために、ゲートキーパー機能の向上のために、自殺の実態や自殺防止対策の基礎知識等を含む技能研修の更なる充実を図るよう市に求めます。</p> | <p>第3次川崎市自殺対策総合推進計画の取組項目において、取組7「ゲートキーパーの養成」や取組8「保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修」として、自殺の実態や自殺対策の基礎知識等を含む研修を実施してまいります。</p> | B |

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|---|---|----|
| 7 | <p>「特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会」が実施している心の健康相談事業を一般の方にも知って頂き、どなたでも気軽に電話を掛けて頂けるように更なるPRが必要と考えられ、市の広報や一般紙、街頭のポスター等にも積極的に掲載をお願いするなど、一層の広報活動の強化を求めます。</p> | <p>第3次川崎市自殺対策総合推進計画の取組項目において、取組6-2「自殺予防に関わる民間団体等への支援」として、民間団体に対して、各種事業の広報協力等を行うとしております。本市の自殺対策や精神保健福祉に関連したイベントや普及啓発物発行等の機会において、関係する民間団体等と連携し、広報活動を行ってまいります。</p> | D |

(3) その他

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|---|----|
| 8 | <p>直近の報道では、自殺死亡者数が去年に比べ多くなり、若い世代や働く女性などで特に深刻であることが厚生労働省の調査で判明したとされています。「いのち支える自殺対策推進センター」は、非正規雇用が多い女性は経済的に困窮しやすく、また、DVや育児の悩み、介護疲れなどの問題が深刻化した可能性、さらに、有名人の自殺報道の影響（ウェルテル効果）もあると指摘しています。連日、コロナ感染者数が最多の記録更新をする中で、生活困窮、家庭問題、学業問題などにより心身ともに疲弊化・孤立化し、自殺リスクの高まりがこれまで以上に懸念されている中で、自殺に係わる相談体制の整備・充実をより強化する方向性を打ち出せないか、あるいは、最前線で寄り添う各種相談体制の強化など、きめ細かな自殺対策を早急に実施する必要があるなどの「緊急提言」を計画と併せて行うことができないか、検討をお願いしたいと考えます。</p> | <p>新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮するとともに、各種統計を注視しながら、各相談機関との連携や相談体制の強化を検討してまいります。また、市内の関係機関や近隣自治体との情報共有を進めて参ります。</p> | D |
| 9 | <p>「特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会」も直接的には自殺予防対策を目的に活動している訳ではありませんが、その対策を補佐する役割を担う組織の一つと考えることができます。精神障がい者やその家族の孤立を防ぎ、彼らに寄り添いサポートする役割を有しており、場合によれば、ゲートキーパーとしての機能も有していると考えられますが、現状では家族会には自殺予防に関する知見やノウハウがありませんので、迅速かつ適切な対応ができない場合もあり得ると思われ、ノウハウの蓄積と共に自殺予防の地域組織との連携や必要な情報提供の必要性が痛感されます。このようにゲートキーパー機能の観点からも家族会の存在意義を理解して頂き、その育成や運営に対する助成を拡充して頂きたい。</p> | <p>「特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会」における心の健康相談や訪問活動、家族学習会の他、地域活動支援センターやグループホームの運営等、幅広い活動を通し、精神障害者やその家族の方の地域生活を支えられていることの意義や成果については認識しております。</p> <p>本市の自殺対策については、民間団体等とも協働で取組を進めていくこととしており、地域の組織や団体への情報提供や研修講師の派遣等を通じた育成や運営支援に努めてまいります。</p> | E |

| No. | 意見の要旨 | 市の考え方 | 区分 |
|-----|--|--|----|
| 10 | <p>当事者やその家族も高齢化により、ひきこもりがちとなり、様々な困難を抱えた障がい者家族が散見されます。彼らに寄り添い支援の手を差し伸べないと身体的、精神的かつ経済的に疲弊し当事者と家族が共倒れになり兼ねません。とくに、こうした家族には、医療や介護の単体ではなく、医療、介護や生活支援も含む家族丸ごと支援体制の構築が急がれます。これら施策は自殺予防対策の面からも一層の促進を要望します。</p> | <p>新たに策定する「かわさきノーマライゼーションプラン（案）」においては、地域リハビリテーション体制を構築することとしており、本市が掲げる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」のもと、当事者やその御家族が安心して地域で生活できるように、各支援機関の連携・協力のもと努めてまいります。</p> | E |